

橋 教 学 再 第 357 号
令 和 8 年 8 月 21 日

各 位

橋本市長 平木 哲朗

質 疑 回 答 書

令和8年8月5日付け公告を行った橋本市スクールバス乗降システム構築業務に係る質疑については、下記のとおり回答します。

番号	質 疑 事 項	回 答
1	【項目】 別紙1 機能一覧表 「基本事項／サービス提供環境／機器環境」欄（「保護者用アプリはAndroid・iOS アプリで構築する」との記載） 及び「サービス利用者向け機能（保護者）」欄（「メールアドレスによる通知機能を有すること」との記載） 【質疑】 保護者への乗降通知・情報提供の手段について、専用アプリや電子メールではなく、LINE 等の一般的なメッセージングサービスを用いた連絡システムを採用した場合、審査（企画提案書等の評価）において不利に扱われることはないでしょうか。	メールアドレスはスマートフォンアプリに対応していない携帯電話を利用している方を想定しており、必須機能としています。 補完する手段があれば提案をお願いします。

2	【項目】 上記に関連 (LINE による通知配信を採用する場合の運用について) 【質疑】 LINE を通知手段として採用する場合、貴市の公式 LINE アカウントを活用することで、配信に係る費用を無料とすることが可能である(地方公共団体において運用実績あり)。運営費用を抑える提案は、審査において不利に扱われることはありませんか。	他団体での運用実績をもとにした運営費用を抑える提案をしていただくことは可能です。
3	【項目】 仕様書Ⅱ.1.①「ただし、以下の点は必須要件であるため留意すること」(「センサー等の取付にバス車内の加工を必要としないこと」との記載)及び仕様書Ⅲ.2.③取り付け器具の要件 (「運転席から操作できる位置に固定することができるものとし、また、簡易に取り外しが可能であること」との記載) 【質疑】 本要件について、 ①運転席付近に固定設置する車載端末を想定していますか ②あるいは、スマートフォンと QR コードリーダーが一体となったハンディタイプ端末(ドライバーが乗降確認のたびに操作する方式)を想定していますか どの様な機器を想定しているか、市の意図を確認したいです。 また、「車内加工を必要としない」の定義について、両面テープ・マグネット・吸盤等による簡易な取り付け(ビス留めや配線加工等を伴わないもの)であれば、固定設置であつ	①運転席からでも操作できる位置に固定設置する車載端末を想定しています。 ②利用者の乗降の度に運転手が確認のために操作をすることは想定していません。 想定についてはあらかじめ個別の識別情報を登録した通知媒体を利用者が乗降時に読み取りリーダーにかざすことで、運転手の車載端末(タブレット等)を通じてクラウド環境に記録されたデータを保護者が乗降情報としてスマートフォン等で確認できるもので、車載端末はタブレットを想定しています。 「車内加工を必要としない」の定義についてはお見込みのとおり、ビス止めや配線加工等を用いず、必要に応じて容易に原状回復が可能な固定設置は「加工」には該当しないと考えています。 端末の電源は内臓電源の事前充電とモバイルバッテリーからの取得を想定しています。

	ても「加工」には該当しないという理解でしょうか？。端末の電源はどこから取得することを想定しているのでしょうか？	
4	【項目】 仕様書Ⅲ. 1. ①利用想定条件 (スクールバス台数: 2 台程度、令和 10 年度以降 3 台程度に増大予定との記載) 【質疑】 本業務で使用が想定されているスクールバスの車種について確認したい。 車両の扉配置・乗車定員により、QRコードリーダー等の設置位置および乗降動線の設計が異なるための確認です	本業務で想定している車種は 【種類 1】 車名: 三菱 形式: PJ-MP37JM 乗車定員: 68 人 扉配置: 前扉と中扉の 2 箇所 【種類 2】 車名: 三菱 形式: KK-MK23HH 乗車定員: 59 人 扉配置: 前扉と中扉の 2 箇所を想定しています。
	【項目】 仕様書Ⅱ. 1. ①「別紙 1 機能一覧表に記載された必須機能の要件を満たし、同一覧表の内容に基づき動作するシステムの構築」 及び実施要領 10. (1) ④審査基準「業務提案」(「仕様書の記載のないもので、業務達成や今後の課題解決に資する提案があり、有効な手段となっているか」との評価の視点) 【質疑】 別紙 1 機能一覧表に記載のない機能として、児童が学童・塾・習い事等の都合により通常と異なる帰宅経路をとる際に、保護者が事前に「本日は乗車しない」旨をシステム上で連絡できる機能(他自治体において運用実績があり、利用率の高い機能)を追加提案することは可能か確認したい。	別紙 1 機能一覧表に記載のない機能で本件スクールバス乗降システムの利用者に資すると考えられる機能を追加提案することは可能です。

	【項目】 実施要領 4. (3) (参加資格要件：地方公共団体における受託実績) 【質疑】 「地方公共団体における受託実績」の確認資料として、業務実績書（様式第 7 号）の記載のみで足りるか、契約書または発注書の写しの提出も別途必要か確認したい。	業務実績書（様式第 7 号）下段の※にあるとおり、業務実績を証明する書類（契約書の写し等）の添付を求めます。
	【項目】 仕様書Ⅲ. 1. ① (利用想定条件：バス 2 台程度・停留所 11 箇所程度、令和 10 年度以降 3 台程度・18 箇所程度に拡張予定との記載) 【質疑】 提案上限額および運用保守業務等委託料の見積りは、令和 8 年度時点の想定条件（2 台・11 箇所）を基準とすればよいか。それとも令和 10 年度の拡張後条件（3 台・18 箇所）を織り込んだ見積りとする必要があるか確認したい。	提案上限額は令和 8 年度時点の想定条件（2 台・11 箇所）を基準にインシヤルコスト及び令和 10 年度までのランニングコストで見積りをお願いします。
	【項目】 仕様書 機能一覧表（スクールバスシステム） 必須機能と推奨機能について 【質疑】 必須機能と推奨機能が記載されているが、推奨機能のうち、何%程度までスクールバスシステムに含むことが必要なのか確認したい。 また、推奨機能の中でも優先順位があるのか、併せて確認をお願いします	推奨機能は必ず含むことを想定しておらず、優先順位も定めていません。 推奨機能の実装も可能であれば企画提案書へ記載してください。